

令和6年度 決算報告（概要）

全体概況

「当組合の令和6年度がどうであったか」について、数字ばかりにならないよう、今後の見通しも少し添えつつ、報告します。

●**マイナ保険証一本化** …昨年12月2日以降、それまで発行していた保険証が法改正により発行停止となりました。主なメリットとしては、皆さんが保険証と紐づけたマイナンバーカードを医療機関受付時に提示することにより、その医療機関が他の受診歴や服薬情報などを把握することができて、国の言う「質の高い医療が受けられる」点が挙げられます。マイナ保険証一本化がお済みでない方は、既存の当組合保険証が無効になる前に、マイナポータルにて所要の手続きをおとりください。マイナンバーカードをお持ちでない方は、所属の会社を通して、資格確認書（コピーガード付きのA4サイズの紙）の交付を申請してください。

●**被保険者数と平均年齢** …「決算概況」に記載のとおり、組合全体の被保険者数の減少に逆行するように介護保険の被保険者数は堅調な伸びが続いております。母体各社で中高齢者を中途採用する動きが顕在化する中、当組合被保険者の平均年齢は、令和元年度の35.1歳から5年連続で上昇、38.5歳となりました。

●**医療費適正化** …50～60歳代になれば、例えば脳卒中やがん等で高額な医療費が発生する確率が上がります。つまり平均年齢の上昇は、組合財政の圧迫に直結します。さらに65歳～74歳の加入者の医療費が例えば10万円増えると、当組合の場合、その2年後の高齢者納付金に100万円加算されることになります。令和6年度は、設立以来初めて、当組合が支払った医療費が被保険者1人当たり換算で前年度を下回りましたが、これを偶然で終わらせないために、ぜひ、早期発見・早期予防の各種施策をご活用ください（当組合HPIにて確認できます）。

●**特定健診・保健指導** …40歳以上の加入者を対象に「高齢者の医療の確保に関する法律」により実施することが義務化されております。令和6年度の当組合の実施率は、今年10月に厚労省に提出するデータで確定しますが、特定健診が80%、特定保健指導が3%となる見通しです。ここにも高齢者納付金加算のしきみが施されていて、当組合は特定保健指導を受けた人の比率が平均を大幅に下回ったことから、令和9年度の後期高齢者支援金に3,000万円加算される見込です。これを月額保険料（自己負担額）で換算しますと、標準報酬月額が26万円の被保険者であれば、2,340人分に相当します。特定保健指導の対象となった方は、「ご自身の健康をまもるため」にも「他の被保険者の保険料負担を増やさないため」にも、自己負担額ゼロの特定保健指導をご活用ください。

決算概況

（**一般勘定**） 經常収入（収入総額から健康保険組合連合会に全額を拠出する調整保険料と連立会合からの財政調整事業交付金を除いた額）から經常支出（支出総額から上記の財政調整事業拠出金を除いた額）を差し引いた經常収支では、3億1,915万円（予算比282%）の黒字決算となりました。

（**介護勘定**） 国に代わって健保組合が徴収した保険料を納付金として国に納めるための勘定です。収支差は2,501万円（予算比835%）となりました。これは、健康保険の被保険者数が300人規模で減ったことに反し、第2号被保険者数（被扶養者である第2号被保険者を除く）が100人近く増えたことによるものです。

（一般勘定）

【基礎数値】

		前年度末実績 (2024.3)	本年度末実績 (2025.3)	年間平均
被保険者数	男	2,770人	2,647人	2,655人
	女	6,115人	5,876人	5,876人
	計	8,885人	8,523人	8,543人
平均標準報酬月額	男	265,608円	278,203円	270,856円
	女	259,622円	269,553円	261,759円
	平均	261,544円	272,318円	264,663円
標準賞与額（年合計）		1,833,892千円	2,176,732千円	—

	事業主	被保険者	合計
一般保険料率	4.865	4.865	9.730
調整保険料率	0.065	0.065	0.130
合計	4.930	4.930	9.860

（単位：％）

【収入の部】

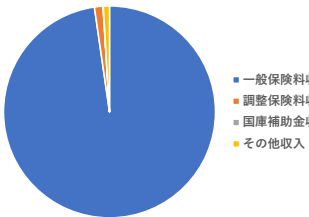
（単位：千円）

	決 算	予 算	差（決算－予算）
一般保険料収入	2,766,050	2,788,556	22,506
調整保険料収入	36,919	37,243	324
国庫負担金収入	1,123	1,074	49
その他収入	26,544	34,845	8,301
經常収入	2,777,397	2,796,395	18,998
収入合計	2,830,636	2,861,718	31,082

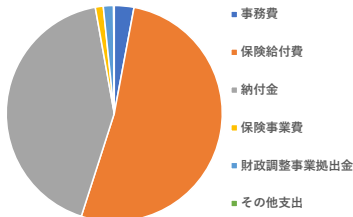
（単位：円）

被保険者1人当たり収入	331,340	319,745	11,595
-------------	---------	---------	--------

収入内訳（決算）



支出内訳（決算）



【支出の部】

（単位：千円）

	決 算	予 算	差（予算－決算）
事務費	73,341	81,508	8,167
保険給付費	1,298,276	1,520,020	221,744
納付金	1,054,800	1,042,570	12,230
保険事業費	29,740	36,685	6,945
財政調整事業拠出金	38,147	37,243	904
その他支出	2,505	10,306	7,801
經常支出	2,458,247	2,549,699	91,452
支出合計	2,496,809	2,728,332	231,523

（単位：円）

被保険者1人当たり支出	292,264	304,842	12,578
-------------	---------	---------	--------

（単位：千円）

	決 算	予 算	差（決算－予算）
經常収支	333,827	133,386※	200,441
（うち經常収支）	319,150	113,310	205,840

（※予備費）

※赤字の数値は、収入においては決算が予算を下回ったこと、支出においては決算が予算を上回ったことを表しております。

（介護勘定）

【基礎数値】

	前年度末実績 (2024.3)	本年度末実績 (2025.3)	年間平均
介護保険第2号被保険者数たる被保険者	3,291人	3,329人	3,228人
保険料収入対象平均標準報酬月額	265,625円	278,314円	270,366円
標準賞与額（年合計）	566,992千円	694,023千円	—

	事業主	被保険者	合計
介護保険料率	0.981	0.981	1.962

（単位：％）

【収入の部】

（単位：千円）

	決 算	予 算	差（決算－予算）
介護保険料収入	218,667	197,686	20,981
一般勘定受入	0	8,000	8,000
その他収入	1	4	3
収入合計	218,668	205,690	12,978

【支出の部】

（単位：千円）

	決 算	予 算	差（予算－決算）
介護納付金	150,467	150,468	1
一般勘定繰入	0	8,000	8,000
その他支出	0	3	3
支出合計	150,467	158,471	8,004

【収支】

（単位：千円）

決 算	予 算	差（決算－予算）
25,017	2,995※	22,022

（※予備費）

決算残金

一般勘定・介護勘定とも【収支】に記載の金額です。保有方法については、一般勘定は別途積立金として、介護勘定は法定準備金として、全額を取引銀行の定期預金に預け入れることで組合会承認されました。一般勘定については、令和7年度以降も準備金保有率100％（準備金の額が保険給付費2か月分と納付金1か月分の合計額と同じ）維持が困難にならない限り、継続的に決算残金を別途積立金として定期預金に預入していく予定です。

決算残金処分後の準備金（一般・介護）

（単位：千円）

法定準備金	勘 定	準備金
	一般勘定	973,113
	介護勘定	151,561
（準備金保有率）		345.57%

（単位：千円）

別途積立金	勘 定	積立金
	一般勘定	873,926

【各科目についての説明】

（収入の部）	一般保険料収入	被保険者と所属先の各事業会社と折半で納めて頂きます。組合収入全体の98％を占めます。
	調整保険料収入	一般保険料と共に各事業会社と折半で納めて頂いた後、健康保険組合連合会に対し、財政調整事業拠出金として納めます。
	国庫負担金収入	健康保険の事務の執行にかかる費用について、国が各組合に対し、被保険者数に基づき算出した金額を支払うものです。
	その他収入	財政調整事業交付金を含んでおります。
（支出の部）	事務費	組合事務所の家賃やホームページの制作・運用費など、日々の組合運営にかかる費用です。
	保険給付費	加入者の医療費（外来・入院）や薬代の組合負担分の他、産休取得時の出産手当金、分娩費用として（家族）出産育児一時金等があります。
	納付金	高齢者医療を支えるための費用です。前期高齢者納付金として3億5,295万円、後期高齢者支援円として7億185万円を納めました。
	保険事業費	加入者の健康保持増進のための健診や特定保健指導に対する補助、ならびに健診予約システム利用料等が該当します。
	財政調整事業拠出金	当該年度分の調整保険料を健康保険組合連合会に納めます。連合会からは、財政の厳しい組合や高額な医療費を支払った組合に対し、交付金が支払われます。
	その他支出	主なものとして、上部団体である健康保険組合連合会（東京本部と大阪支部）の年会費があります。
（決算残金）	予備費	健保組合の会計科目が大中小の順に款項目と分類されており、款同士での予算流用が禁じられているため、当該款内での予算が払底したときに限って充当できる予算です。
	法定準備金	健保組合は毎事業年度末において100％に達するよう、優先的に積み立てることが義務付けられています。（健康保険法施行令第46条）
	別途積立金	法定外、通年で支出が収入を上回ることが見込まれた場合、その差額補てんのため、組合会議決を経た上で予算に繰入計上することができます。
	委託金	保険請求支払を集約管理している社会保険診療報酬支払基金の各保険医療機関に対する支払に支障が生じないよう、健保組合・共済組合が預託しております。